

自衛隊等募集

■受験種目	■応募資格	■受付期間	■試験期日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満 (平成26年4月1日現在)	平成25年8月1日(木) ～ 平成25年9月6日(金)	平成25年9月16日(月) 又は、 平成25年9月17日(火)
自衛官候補生 (男子)	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)	年間を通じて行っています。	受付時にお知らせします。
自衛官候補生 (女子)	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)	平成25年8月1日(木) ～ 平成25年9月6日(金)	平成25年9月22日(日) ～ 平成25年9月26日(木) ※いずれか1日を指定されます。
航空学生	18歳以上21歳未満 (平成26年4月1日現在)	平成25年8月1日(木) ～ 平成25年9月6日(金)	平成25年9月21日(土)

■問い合わせ先 自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所
住所 〒096-0011 名寄市西1条南9丁目45
電話 01654-2-3921

※受験申し込みは、和寒町役場総務課でも対応いたします。



年金あれこれ

所得が少ないなど、経済的に保険料を納めることが困難な場合には・・・
まず、ご相談ください！保険料の「免除制度」があります。

国民年金の保険料を納めることが困難なときは、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない場合、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。

保険料の免除される額は「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」と4つの区分があります。

全額納付		(保険月額：15,040円)
全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険月額：3,760円)
半額免除	半額納付	(保険月額：7,520円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険月額：11,280円)

どの免除に該当するかは前年所得により基準が定められおり、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の年度または、その前年度に失業したかたが対象です。)

老後の年金額を計算する際に、保険料の免除を受けていた期間は保険料を納めた期間と比べて、それぞれ減額されて算入されます。

【参考：老齢基礎年金の計算式】

$$786,500円 \times \left[\frac{\text{保険料納付済月数}}{40年(加入可能年数) \times 12月} + \frac{\text{全額免除月数} \times 1/2}{40年(加入可能年数) \times 12月} + \frac{\text{4分の1納付月数} \times 5/8}{40年(加入可能年数) \times 12月} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6/8}{40年(加入可能年数) \times 12月} + \frac{\text{4分の3納付月数} \times 7/8}{40年(加入可能年数) \times 12月} \right]$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間には数えられず、老後の年金額にも反映されません。一部免除納付を認められたかたは、納付分の保険料は必ず納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにも是非ご利用ください。

■お問い合わせ先 役場住民課お客さま窓口係 (TEL32-2422・32-2500)

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金